

計算書類に対する注記（社会福祉法人 ことぶき友愛会）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 - 最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物・建物付属設備・構築物・車両運搬具・器具及び備品 - 定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

徴収不能引当金 - 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金 - 賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。

退職給付引当金 - 退職給与規定に基づき、期末要支給額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、「一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会」による退職給付制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

当法人では、社会福祉事業のみのため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、社会福祉事業と一体化に実施されているため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 百楽荘（社会福祉事業）

「法人本部」

「居宅介護支援事業 百楽荘」

「デイサービス 百楽荘」

「特別養護老人ホーム 百楽荘」

イ 百楽荘 寺川館（社会福祉事業）

「ショートステイ寺川館」

「デイサービス 寺川館」

「特別養護老人ホーム 寺川館」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	277,618,974			277,618,974
建物	845,533,499		24,471,613	821,061,886
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	1,133,152,473	0	24,471,613	1,108,680,860

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）

277,618,974 円

建物（基本財産）	821,061,886 円
計	1,098,680,860 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	691,100,000 円
計	691,100,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	939,493,850	118,431,964	821,061,886
建物付属設備	3,412,500	3,331,125	81,375
構築物	16,235,000	1,178,389	15,056,611
車両運搬具	5,216,790	5,216,788	2
器具及び備品	39,895,541	22,334,261	17,561,280
リース資産	13,445,600	4,288,312	9,157,288
合計	1,017,699,281	154,780,839	862,918,442

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法により表示しているため本項記載は省略する。）

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし